

事 務 連 絡
2021年6月1日

町内会・自治会代表者 様

町田市市民部
市民協働推進担当部長 大貫 一夫

町内会・自治会活動における新型コロナウイルス
感染拡大防止について（お願い）

日頃より、町内会・自治会活動にご尽力いただき心より感謝申し上げます。

2021年5月28日に国が「緊急事態宣言」の延長を決定したことを受けて、東京都が「緊急事態措置」を定めました。

つきましては、当該措置が解除されるまでの町内会・自治会活動につきまして、下記のとおりご案内いたします。何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1 集会施設の利用について

緊急事態宣言期間中は、市の貸出施設の午後8時以降の利用を休止します。また、東京都は不要不急の外出・移動の自粛、集会場等における午後8時までの利用時間の短縮を要請しています。貴会が管理する集会施設の運用についても、緊急の場合を除き午後8時以降のご利用をお控えください。

2 市から送付する掲示物等について

引続き掲示物及び代表者あての通知文書のみをお送りします。

【問い合わせ先】

市民部 市民協働推進課

担当 安達・内田・田之原

電話 042-724-4358

FAX 050-3085-6517

EMAIL siminbu130@city.machida.tokyo.jp